

## 県道西川原粉河線改築工事（和歌山県紀の川市粉河字別所谷地内から同市粉河字薬師谷地内まで）に関する事業認定理由

平成21年3月31日付けで和歌山県から申請のあった県道西川原粉河線改築工事（和歌山県紀の川市粉河字別所谷地内から同市粉河字薬師谷地内まで）に関する事業認定理由について、事業の認定をした理由は、以下のとおりである。

### 1 土地収用法（以下「法」という。）第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、和歌山県紀の川市粉河字西大道端地内から同市猪垣字南惣坂地内までの延長1,930mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道西川原粉河線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に規定する都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

### 2 法第20条第2号の要件への適合性

県道西川原粉河線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により和歌山県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定により和歌山県が道路管理者となることなどから、起業者である和歌山県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

本路線は、和歌山県紀の川市西川原地内の県道西川原名手市場線との接続点を起点とし、同市粉河地内の県道粉河加太線との接続部を終点とする延長約4,660mの補助幹線道路で、和歌山県紀の川市北部（以下「本地域」という。）を南北に縦断する道路であり、終点部周辺は旧粉河町の中心部であることから、地域の生活に不可欠な路線である。

また、本路線が通過する本地域では、京都府、奈良県及び和歌山県の拠点都市間の時間短縮を図り連携を強化することで、一体的な近畿圏の形成に寄与することを目的とした京奈和自動車道の一区間として、紀北東道路が、国土交通大臣起業により現在事業が進められている。平成24年度末に全線が供用予定されており、同市粉河字別所谷地内に設置が予定される（仮称）粉河那賀インターチェンジ（以下「粉河那賀IC」という。）の供用により、周辺地域における交通量の増加が見込まれている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、最小幅員4.6mの区間があるなど、狭隘部が多く、大型車の対向が困難な状況である。また、歩道が整備されていない混合交通であることから、粉河那賀ICと一般国道24号を結ぶアクセス道路としての能力を有していない。さらに、現道は、地域住民の生活道路として機能しており、通過交通の流入により、沿道への影響も懸念される。

本件事業の完成により、既存の県道粉河加太線及び粉河那賀線等と連携し、粉河那賀ICと一般国道24号を結ぶ安全で円滑な道路ネットワークが形成され、増加が見込まれる交通量の現道への集中が避けられること及び旧粉河町中心部への通過交通の流入が回避されることにより、沿道への影響も抑えることができる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施

対象外の事業であるが、起業者が任意で、騒音、振動及び大気汚染に関して環境への影響について検討を行ったところ、環境基準等を満たすものと評価されている。

したがって、本件事業の完成により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

文献調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物は見受けられない。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が1箇所存在するが、和歌山県教育庁による確認調査が完了し、影響がないものとして、工事着手している。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

## (3) 事業計画の合理性

本件事業は、増加が見込まれる交通量の現道への集中を避けるとともに、沿道への影響を抑えることを主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）第3種第2級の規格に基づき、バイパス方式により、2車線の道路を整備する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成10年8月18日に決定され、平成19年3月6日に変更決定された都市計画と基本的内容は整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、増加が見込まれる交通量の現道への集中を避けるとともに、沿道への影響を抑えるため、できるだけ早期に安全かつ円滑な交通の確保が必要であると認められる。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

以上の理由により、本件事業について、法第20条の規定に基づき事業の認定をするものである。